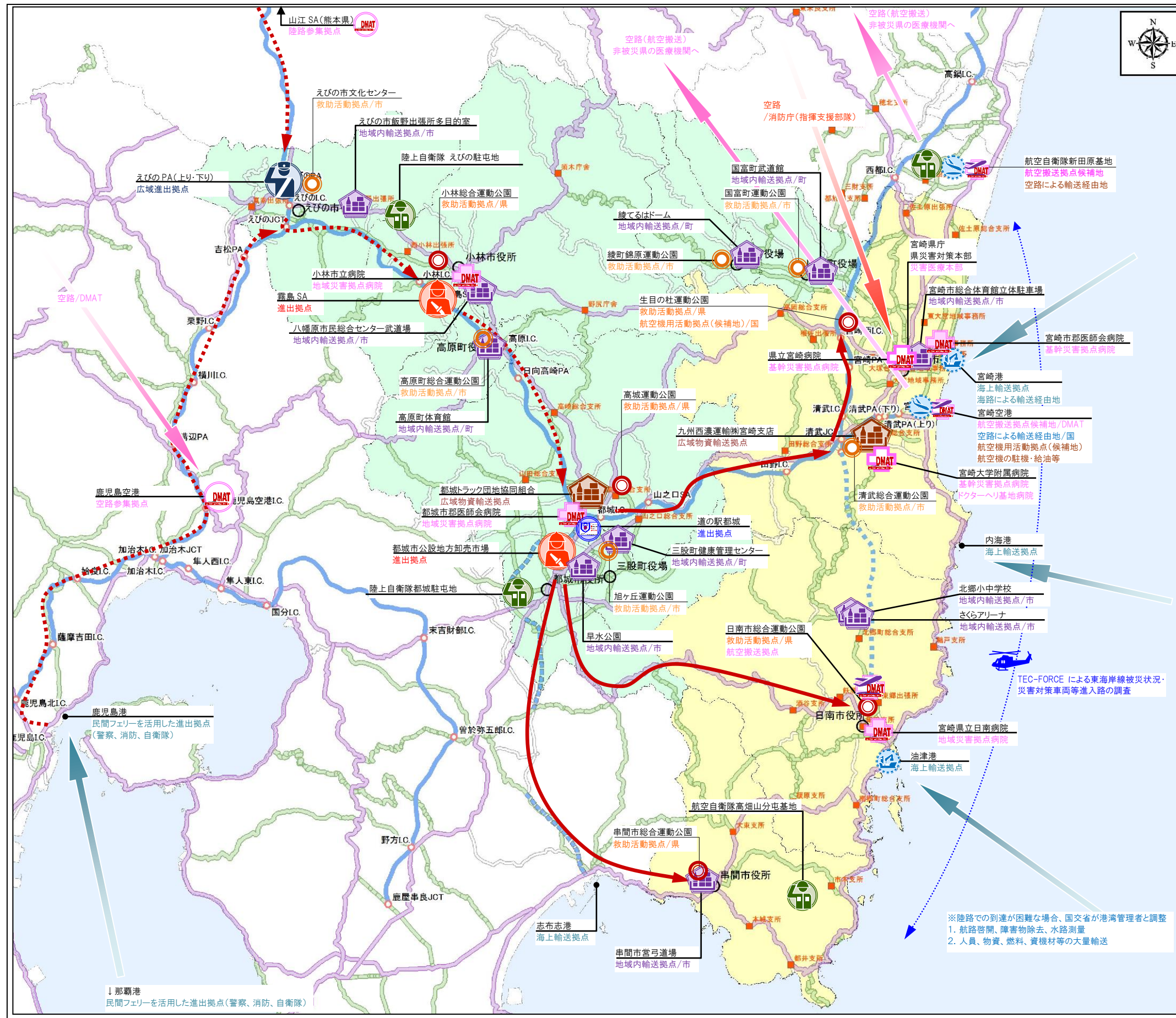


付属資料

(本編中の図表の拡大版)

- 付一1 南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する展開イメージ(県南部地域)
- 付一2 後方支援活動の拠点候補施設及び活動内容の全体像
- 付一3 後方支援活動の実施手順の全体像
- 付一4 広域連携活動の全体イメージ
- 付一5 後方支援活動のタイプ特性とリソース検討の考え方
- 付一6 後方支援活動に必要なリソースと連携・分担の方向

付-1 南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する展開イメージ(県南部地域)



凡例

国・具体計画における各種支援活動の拠点

【救助・救急、消火活動等】

- 広域進出拠点(警察災害派遣隊/警察庁)
- 進出拠点(緊急消防援助隊/消防庁)
- 自衛隊駐屯地・基地(災害派遣部隊/防衛省)
- 救助活動拠点(県)
- 救助活動拠点(市町)

【医療活動】

- 基幹災害拠点病院(DMAT/厚生労働省)
- 地域災害拠点病院(DMAT/厚生労働省)
- 航空搬送拠点(DMAT/厚生労働省)
- 陸路・空路参集拠点(DMAT/厚生労働省)

【物資調達】

- 広域物資輸送拠点(県) ※国による輸送
- 地域内輸送拠点(市町) ※県による輸送
- 海路による輸送経由地(国)
- 空路による輸送経由地(国)

【その他】

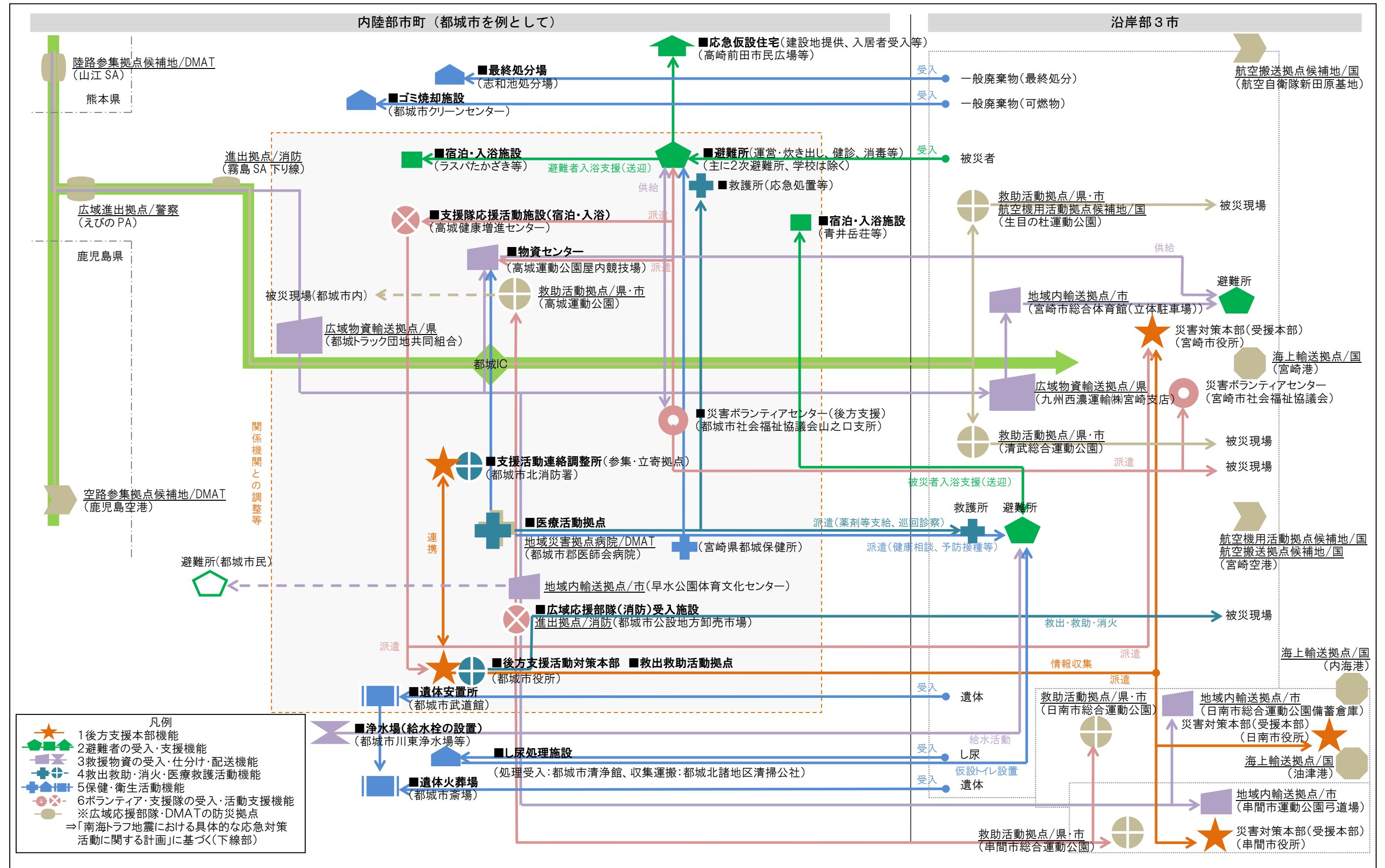
- 進出拠点 (TEC-FORCE/国土交通省)

各種拠点一覧

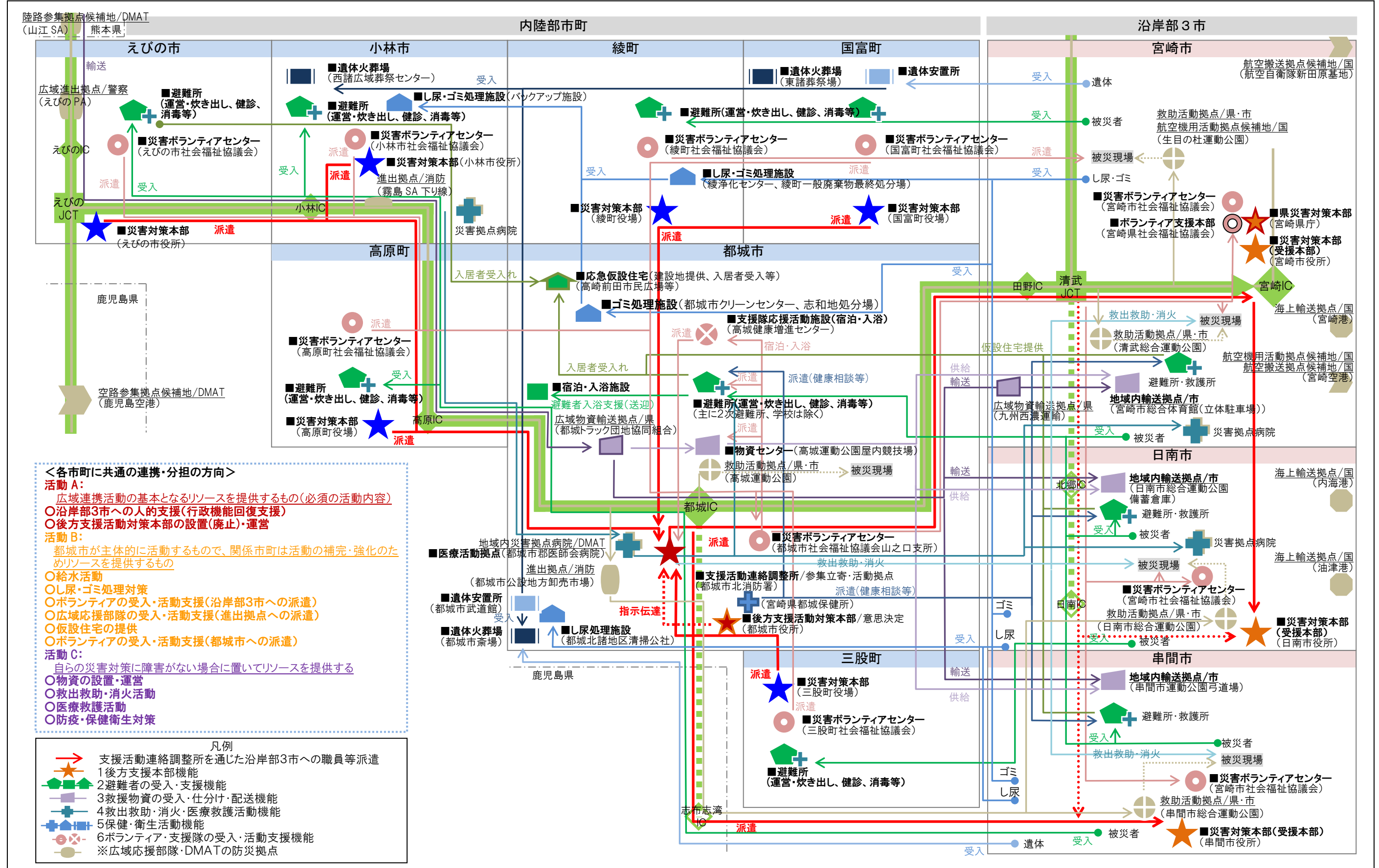
	防災拠点		
	広域進出拠点	進出拠点	救助活動拠点
支 援 側	—	—	—
都城市	—	都城市公設地方卸売市場 道の駅都城	高城運動公園
小林市	—	—	小林総合運動公園
えびの市	えびのPA	—	えびの市文化センター
三股町	—	—	旭ヶ丘運動公園
高原町	—	—	高原町総合運動公園
国富町	—	—	国富町運動公園
綾町	—	—	綾町錦原運動公園
受 援 側	—	—	—
宮崎市	—	—	生目の杜運動公園 清武総合運動公園 宮崎空港(駐機・給油)
日南市	—	—	日南市総合運動公園
串間市	—	—	串間市総合運動公園
その他市町	—	霧島SA 山江SA	航空自衛隊新田原基地(駐機・給油) 鹿児島空港(駐機・給油)

	防災拠点			
	航空搬送拠点	広域物資輸送拠点	地域内輸送拠点	海上輸送拠点
支 援 側	—	—	—	—
都城市	—	都城トラック団地協同組合	物	—
小林市	—	—	物	—
えびの市	—	—	物	—
三股町	—	—	物	—
高原町	—	—	物	—
国富町	—	—	物	—
綾町	—	—	物	—
受 援 側	—	—	—	—
宮崎市	生目の杜運動公園 宮崎空港	九州西濃運輸(株) 宮崎支店	物	宮崎港 内海港
日南市	—	—	物	油津港
串間市	—	—	物	—
その他市町	航空自衛隊新田原基地 鹿児島空港	D	—	志布志港 鹿児島港

付-2 後方支援活動の拠点候補施設及び活動内容の全体像



付一4 広域連携活動の全体イメージ



付一5 後方支援活動のタイプ特性とリソース検討の考え方

- ◆ 後方支援活動は、都城市が主体的役割を果たすか否か等の特性によって、その活動内容を分類することができ、また、活動に必要なリソースは場所・施設、人、物に区分することができる。
- ◆ タイプ別活動内容・リソース区分毎に、沿岸部3市の被害量及び保有リソースから「支援必要量」（沿岸部3市の不足量）を、これに対して都城市が保有するリソースから「支援可能量」を算定した。
- ◆ ただし、被害等の想定が困難なこと、データが揃っていないこと、活動の性格から算定の必要性がないこと等により、活動に必要なリソース別に検討の考え方が異なる。

■ 後方支援活動のタイプ別特性と活動内容の分類

タイプ	特性	活動内容
タイプⅠ 主体的活動	○都城市が主体的に実施する活動。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 支援活動連絡調整所の設置・運営 ■ 沿岸部3市の行政回復のための人的支援 ■ 救出救助・消火活動 ■ 避難者の受入・支援 ■ 支援隊の受入・活動支援 ■ 広域応援部隊の受入・活動支援 ■ 給水活動
タイプⅡ 要請対応型 主体的活動	○発災後、リソース不足等を理由に沿岸部3市から要請があった場合等に、都城市が主体的に実施する活動。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 救援物資の提供 ■ 遺体の受入・安置・火葬 ■ ゴミ、し尿の受入・処分
タイプⅢ-1 協力者支援型 活動	○都城市以外の他者が主体的に実施する活動を支援する活動。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 医療救護活動（医師会） ■ 保健衛生活動（医師会・保健所等） ■ ボランティアの受入・支援（市社協） ■ 応急仮設住宅のあっせん・入居支援（県等）
タイプⅢ-2 付帯サービス 型活動	○上記のタイプに付帯して各種サービスを提供する活動（他者に協力を要請し、その活動を支援するため、協力者支援型活動に位置づけられる）。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 炊き出し活動（自治会） ■ 宿泊サービス活動（主に民間事業者） ■ 入浴サービス（主に民間事業者） ■ 輸送・送迎サービス活動（民間事業者） ■ 燃料確保・供給サービス活動（民間事業者）

■ 活動に必要なリソース別の数量算定の検討の考え方

	場所・施設	人的	物的
支援 必要量 ※沿岸部3 市不足量	<ul style="list-style-type: none"> ×原則、必要量は検討しない ○但し、想定可能な項目（避難者受入数）は検討する 	<ul style="list-style-type: none"> ○必要な人員数の検討 ×民間事業者等の人員数は検討しない（民間の保有人員の活用が前提） 	<ul style="list-style-type: none"> ×原則、必要量は検討しない（都城市保有物資等の活用または持参が前提） ○但し、活動上、必須の場合は必要な物資・資機材の概数を検討する
支援 可能量 ※都城市	<ul style="list-style-type: none"> ○受入可能スペースの検討 ○受入可能人数の検討 ○受入可能量（処分量）の検討 ○供給可能量（運行本数等を含む）の検討 ※受入候補施設（活動施設を未検討の場合） 	<ul style="list-style-type: none"> ○都城市災害対策における業務継続計画等をもとに想定 	<ul style="list-style-type: none"> ×検討しない（基本的にはデータがないため）

付一6 後方支援活動に必要なリソースと連携・分担の方向

タイプ	活動内容	リソース区分	リソース数量		内陸部市町における連携・分担の方向	備考
			支援必要量(沿岸部3市不足量)	支援可能量(都城市)		
I	■後方支援活動対策本部の設置(廃止)・運営【1】	場所・施設	【考え方】 ○支援活動連絡調整所を運営するため、以下のスペースが必要となる。 ①執務スペース ②会議スペース 【支援必要量】 ○支援活動連絡調整所の活動内容と人員数及び1人あたり面積を想定して算出した必要面積は以下のとおり。(人員数は「人的リソース」参照) ①執務スペース:約 36 m ² 以上 ②会議スペース:約 266 m ² 以上	【考え方】 ○支援活動連絡調整所は「新北消防署」内に設置することを前提とし、支援必要量として算出した必要面積を充足させる。	【方向】 ○関係市町の災害対策本部内に支援班(仮)の活動場所となる事務スペースを確保する。	※支援必要量(支援活動連絡調整所の活動に必要なスペースの面積の算出方法)は別冊・別表参照。
		人的	【考え方】 ○支援活動連絡調整所として以下の3つの活動を実施するための人員数が必要となる。 ①各種報告・調整 ②情報収集・分析 【支援必要量】 ○後方支援活動全体の報告・調整と補佐・記録、沿岸部3市や市内広報活動への派遣、派遣された職員からの各種情報を収集・分析する要員をそれぞれ想定して算出した必要な人員数は計9名であり、内訳は以下のとおり。 ①各種報告・調整:2名 ②情報収集・分析:7名	【考え方】 ○支援活動連絡調整所を運営する上で最小限の人員数として算出した支援必要量を確保(人員配備)する。	【方向】 ○関係市町の災害対策本部内に支援班(仮)として職員1名以上を確保し、支援活動連絡調整所との連絡・調整を行う。	※支援必要量(支援活動連絡調整所の活動に必要な人員数の算出方法)は別冊・別表参照。
		物的	【考え方】 ○支援活動連絡調整所を運営するため、活動内容や人員数を踏まえた物資・資機材の品目・数量を想定する。 【支援必要量】 ○以下に係る物資・資機材が必要となる。 通信・伝達手段、情報収集・整理、事務処理、会議運営、広報活動、本部要員の生活	【考え方】 ○支援活動連絡調整所を運営する上で最小限の物資・資機材として算出した支援必要量を確保する。 ○ただし、支援活動連絡調整所は新北消防署内に設置することを前提とするため、新北消防署の設備や備品等の状況を踏まえて検討を行うものとする。	【方向】 ○関係市町の災害対策本部内に支援班(仮)として活動する職員について、身の回り品及び当面の生活用品・食料・飲料水等(3日分以上)を確保する。	※支援必要量(支援活動連絡調整所の活動に必要な物資・資機材の品目と数量の内訳)は別冊・別表参照。
I	■沿岸部3市への人的支援【1】	場所・施設	【考え方】 ○沿岸部3市の行政施設等とする。	—	—	—
		人的	【考え方】 ○沿岸部3市の行政機能回復支援を目的として職員を派遣する。 ○必要な職員数は県・実施計画における想定数とする。 【支援必要量】 ○沿岸部3市で必要となる職員数は計 55 名であり、内訳は以下のとおり。 ①宮崎市:40名 ②日南市:10名 ③串間市:5名	【考え方】 ○都城市の業務継続計画及び発災後のタイムライン(都城市災害対策に係る配備状況)を考慮し、職員数を派遣する。 【支援可能量】 ○業務継続計画、災害対策行動マニュアルに基づき今後算出 ○なお、支援必要量を関係市町の職員数比で按分した場合は以下のとおり。 都城市:20名、小林市:9名、えびの市:7名、三股町:4名、高原町:9名、国富町:4名、綾町:2名	【方向】 ○都城市の派遣可能職員数から不足する職員数について関係市町より派遣する。 ○関係市町の災害対策の進捗に伴い余力が生じた場合は、沿岸部3市の行政施設等に必要職員数を派遣する。	※支援必要量(派遣職員数の算出方法)は別冊・別表参照。
		物的	【考え方】 ○派遣職員が通常使用しているものを使用する。	—	【考え方】 ○関係市町より沿岸部3市に派遣される職員について、身の回り品及び当面の生活用品・食料・飲料水等(3日分以上)を確保する。	—
I	■救出救助・消火活動【4】	場所・施設	—	—	—	—
		人的	—	—	—	—
		物的	—	—	—	—

タイプ	活動内容	リソース区分	リソース数量		内陸部市町における連携・分担の方向	備考
			支援必要量(沿岸部3市不足量)	支援可能量(都城市)		
I	■避難者の受入・避難所運営【2】	場所・施設	<p>【考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○沿岸部3市における避難所の収容力の不足量を支援必要量とする。 ○被災一週間後(避難者数のピーク時)の避難所への避難者数は、宮崎市 98,000 人、日南市 20,000 人、串間市 5,100 人である。 ○避難所の収容力は宮崎市 82,209 人、日南市 11,000 人、串間市 12,461 人である。 ○避難者数から収容力を差し引くと、宮崎市 15,791 人、日南市 9,000 人、串間市 0 人となり、同数が収容力の不足量となる。 <p>【支援必要量】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○沿岸部3市に対する支援必要量は計 24,791 人であり、内訳は以下のとおり。 ①宮崎市: 15,791 人 ②日南市: 9,000 人 ③串間市: 0 人 	<p>【考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○都城市内の避難者と沿岸部3市の避難者を収容する避難所は原則、区別する。 ○都城市内の避難者を収容する避難所は、優先して開設される一次避難所を優先し、一次避難所の収容力が不足する場合は二次避難所を利用することを前提とする。 ○沿岸部3市からの避難者の受入候補施設は、都城市内の避難者が使用していない二次避難所及び県立高等学校の体育館を基本とする。 <p>【支援可能量】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○沿岸部3市に対する支援可能量は計 18,697 人である。 ○上記の支援可能量に中央地区は含まないが、場合によって中央地区の避難可能施設(収容力 11,382 人)を利用する。 	<p>【方向】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○関係市町において、余力のある指定避難所、または指定避難所以外の公共施設をバックアップ施設として選定し、必要な場合に避難者の受入を分担する。 	※受入候補施設の施設別の収容力は別冊・別表参照。
		人的	<p>【考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○避難者の受入れ・避難所運営について必要な人員数を確保する。 ①連絡調整:本部に待機し、各避難所と調整 ②巡回支援:複数の地区の避難所について、自主運営組織の設立の支援と巡回による運営支援 <p>【支援必要量】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①連絡調整:1名 ②巡回支援:2名(避難所の開設に伴い人員を充当し、最大9名を充当する) 	—	○関係市町ともに避難所を開設した場合は必要な職員数を派遣する。	※巡回支援の地区は別冊・別表参照。
		物的	<p>【考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○避難者に対する1日分の食料、及び飲料水を支援必要量とする。 ○避難者数は計 24,791 人とする。 	—	—	—
I	■支援隊の受入・活動支援【6】	場所・施設	—	<p>【考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○支援隊応援活動施設は「高城健康増進センター(観音さくらの里)」とし、支援隊に事務、宿泊、入浴施設を提供する。 ○不足する場合は、構想に示す他の4つの公共系宿泊施設で補完し、宿泊、入浴施設は災害ボランティア、沿岸部3市の被災者で共有する。 <p>【支援可能量】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○高城健康増進センター(観音さくらの里)は、事務 182 名、宿泊 300 名(屋内 152 名、屋外 148 名)、入浴 416 名/日である。 ○対象5施設全体で提供可能な施設(受入可能人数)は、事務 719 名、宿泊 732 名(屋内 463 名、屋外 269 名)、入浴 2,568 名/日である。 	<p>【方向】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○関係市町の公共系宿泊施設等をバックアップ施設として選定し、必要な場合は支援隊の受入・支援を分担する。 ○原則、避難所ではないこと、都城市または沿岸部3市へのアクセス性等を考慮する。 ○候補施設は、えびの市国際交流センター、ゆーぱるのじり、皇子原温泉健康村、華ぜんコミュニティプラザ結の宿、綾川荘・綾町サイクリングセンター。 	※都城市及び関係市町の施設別の数量は別冊・別表参照。 ※三股町には公共系宿泊施設がないため、該当する候補施設はなし。
		人的	—	<p>【考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○高城健康増進センター(観音さくらの里)の開設時に職員を派遣し、支援活動連絡調整所や他の活動施設、支援隊との連絡・調整等を行う。 ○原則、支援隊の受入・支援に係る事務は各施設管理者が行うものとし、不足する場合は支援隊または災害ボランティアの協力を得られるよう要請する。 <p>【支援可能量】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○高城健康増進センター(観音さくらの里)に職員1名を派遣する。 ○都城市の災害対策の進捗に伴い余力が生じた場合は、必要な職員数を派遣する。 	<p>【方向】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○関係市町ともバックアップ施設の開設時に職員1名を派遣し、支援活動連絡調整所、支援隊との連絡・調整等を行う。 	—
		物的	—	—	—	—

タイプ	活動内容	リソース区分	リソース数量		内陸部市町における連携・分担の方向	備考
			支援必要量(沿岸部3市不足量)	支援可能量(都城市)		
I	■広域応援部隊の受入・活動支援【6】	場所・施設	<p>【考え方】</p> <p>○県・実施計画では、宮崎県への広域応援部隊の派遣規模を次のとおり推計している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警察災害派遣隊(警察庁) 900人 ・緊急消防援助隊(消防庁) 1,550人 ・陸上自衛隊(防衛省) 4,000人 <p>【支援必要量】</p> <p>○上記のうち、緊急消防援助隊については、都城市公設卸売市場を含む県内4施設に進出することとされているが、施設ごとの派遣人数、車両数等の内訳は明記されていない。</p>	<p>【考え方】</p> <p>○広域応援部隊の受入・活動支援施設は、県・実施計画に基づき広域応援部隊(消防)の進出拠点である「都城市公設地方卸売市場」とし、広域応援部隊に車両の駐車場、隊員の休憩場所を提供する。</p> <p>○不足する場合は、県との協議・調整により対応する(現時点ではバックアップ施設は考慮しない)。</p> <p>【支援可能量】 ※市資料より</p> <p>○通常稼働時は駐車場 86台(1,795㎡)、会議室 77㎡(管理棟2階会議室)。有事で全面的に協力が必要な場合は駐車場 754台(27,973㎡)。</p> <p>○なお、宿泊可能は施設(部屋)、入浴施設、給油施設はない。</p>	<p>【方向】</p> <p>○現時点では関係市町におけるバックアップ施設は考慮しない。</p> <p>※国・具体計画では、小林市に消防庁・進出拠点「霧島SA下り線」、えびの市に警察庁・広域進出拠点「えびのPA上下線」が設置される。</p>	—
		人的	<p>【考え方】</p> <p>○県・実施計画では、宮崎県への広域応援部隊の派遣規模を次のとおり推計している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警察災害派遣隊(警察庁) 900人 ・緊急消防援助隊(消防庁) 1,550人 ・陸上自衛隊(防衛省) 4,000人 <p>【支援必要量】</p> <p>○上記のうち、緊急消防援助隊については、都城市公設卸売市場を含む県内4施設に進出することとされているが、施設ごとの派遣人数、車両数等の内訳は明記されていない。</p>	<p>【考え方】</p> <p>○都城市公設地方卸売市場(進出拠点)の開設時に職員を派遣し、県から派遣される拠点对応要員との協議・調整・支援、支援活動対策本部及び支援活動連絡調整所との連絡・調整等を行う。</p> <p>○原則、広域応援部隊の受入・支援に係る事務は派遣職員(連絡調整員)及び施設管理者が行うものとし、不足する場合は支援隊または災害ボランティアの協力を得られるよう要請する。</p> <p>【支援可能量】</p> <p>○都城市公設地方卸売市場に職員1名を派遣する。</p> <p>○都城市の災害対策の進捗に伴い余力が生じた場合は、必要な職員数を派遣する。</p>	<p>【方向】</p> <p>○関係市町とも進出拠点の開設時に職員1名を派遣し、県から派遣される拠点对応要員、支援活動対策本部及び支援活動連絡調整所との連絡・調整等を行う。</p>	—
		物的	<p>【考え方】</p> <p>○県・実施計画では、宮崎県への広域応援部隊の派遣規模を次のとおり推計している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警察災害派遣隊(警察庁) 900人 ・緊急消防援助隊(消防庁) 1,550人 ・陸上自衛隊(防衛省) 4,000人 <p>【支援必要量】</p> <p>○上記のうち、緊急消防援助隊については、都城市公設卸売市場を含む県内4施設に進出することとされているが、施設ごとの派遣人数、車両数等の内訳は明記されていない。</p>	<p>【考え方】</p> <p>○協定締結企業を活用して燃料を確保し、広域応援部隊の車両等に対して協定締結企業の給油施設をあっせんする。</p> <p>【支援可能量】</p> <p>○現時点では協定締結企業はない。</p>	<p>【方向】</p> <p>○関係市町は、後方支援活動に燃料供給できる企業と協定を締結する。</p>	—
I	■給水活動【3】	場所・施設	—	<p>【考え方】</p> <p>○都城市内の給水活動対応を優先する。</p> <p>○給水活動拠点は、「菖蒲原浄水場」、「川東浄水場」、「一万城浄水場」とし、給水車への給水を行う。</p> <p>○給水活動は、沿岸部3市の避難所、沿岸被災地の避難者を受入れている都城市の避難所、支援隊応援活動施設とする。</p> <p>【支援可能量】</p> <p>○各浄水場の計画1日最大配水能力は、以下のとおりである。</p> <p>菖蒲原浄水場 11,600㎡、川東浄水場 21,900㎡、一万城浄水場 20,850㎡</p>	<p>【方向】</p> <p>○関係市町の浄水場をバックアップ施設として選定し、必要な場合は支援隊の受入・支援機能を分担する。</p> <p>○関係市町のバックアップ施設は、配水能力の一番大きい施設を選定する。</p> <p>○候補施設は、柿木原浄水場(えびの市)、常盤台浄水場(高原町)、森永浄水場(国富町)、三股町中央浄水場(三股町)。</p>	※都城市及び関係市町の浄水場の規模は別冊・別表参照。
		人的	—	<p>【考え方】</p> <p>○支援活動連絡調整所や他の活動施設、支援隊との連絡・調整等は浄水場の職員が行う。</p> <p>○給水活動は、市の職員を派遣し活動を行う。</p> <p>【支援可能量】</p> <p>○給水活動を行う職員は、4名×1班の合計4名とする。</p>	<p>【方向】</p> <p>○関係市町ともバックアップ施設の開設時に1施設あたり職員2名を派遣し、給水活動を実施。</p>	—
		物的	—	—	—	—
II	■救援物資の提供【3】	場所・施設	—	—	—	—
		人的	—	—	—	—
		物的	—	—	—	—

タイプ	活動内容	リソース区分	リソース数量		内陸部市町における連携・分担の方向	備考
			支援必要量(沿岸部3市不足量)	支援可能量(都城市)		
Ⅱ	■遺体の安置・火葬受入れ【5】	場所・施設	—	【考え方】 ○遺体を受け入れる安置所は「都城市武道館」とし、遺体の管理、身元確認に訪れた遺族等への対応、遺体処理票等の作成を行う。 ○当該施設で不足する場合には、近隣の寺院で補完する。 【支援可能量】 ○都城市武道館の遺体安置可能量は、140 体である。 ※収容可能面積 420 m ² ÷ 3 m ² = 140	【方向】 ○関係市町の公共施設(屋内施設)等をバックアップ施設として選定し、必要な場合は遺体受入・安置・火葬を分担する。 ○候補施設は、公営斎場であり火葬炉が併設され、専門知識や適性のある職員がいる 西諸広域葬祭センター (小林市・えびの市・高原町)。	—
		人的	—	【考え方】 ○都城市武道館に遺体安置所を開設する際に職員を派遣し、支援活動連絡調整所や沿岸部3市との連絡・調整等を行う。 ○遺体の管理には、専門知識や適性が必要であるため、原則民間企業へ応援要請を行う。 【支援可能量】 ○都城市武道館に職員1名を派遣する。 ○民間企業からの応援が不足する場合には、ボランティアの中から専門知識を有した人材を派遣する。	【方向】 ○施設開設時に 関係市町ともに職員1名 を派遣し、支援活動連絡調整所、支援隊との連絡・調整等を行う。	—
		物的	—	【考え方】 ○遺体安置に必要な主な資機材は、ブルーシート、棺、ドライアイスである。 ○棺、ドライアイスは保管が難しいため、災害時に必要量を関係業者と通じて購入するものとする。 ○ブルーシートは、都城市武道館の床面積分を保管する。 ○事務用品については、都城市武道館に常備されているものを使用。 【支援可能量】 ○ブルーシート …… 420 m ²	【方向】 ○関係市町とも、棺、ドライアイスの調達を関係業者に要請。	—
Ⅱ	■し尿・ゴミの受入・処分【5】	場所・施設	—	【考え方】 ○都城市内の災害対応を優先する。 ○ゴミ等は、県及び沿岸部3市が受入施設まで運搬を行う。 ○し尿は都城市が要請した業者が回収・運搬を実施する。(回収場所は、沿岸部3市の避難所及び沿岸被災地の避難者を受入れている都城市の避難所) ○し尿・ゴミの受入・処分施設は以下の場所とする。 し尿処理 …… 都城市清浄館 一般廃棄物(可燃物) …… 都城市クリーンセンター 一般廃棄物(不燃物) …… 都城市リサイクルプラザ 一般廃棄物(埋立ゴミ) …… 志和池処分場、高崎処分場 【支援可能量】 ○県及び沿岸部3市より要請があった場合に、処分施設の処理能力の余力を確認し支援可能量を算出	【方向】 ○関係市町の処理施設をバックアップ施設として選定し、必要な場合はゴミ、し尿の受入・処分を分担する。 ○候補施設は、 <u>小林市清掃工場施設(小林市)</u> 、 <u>美化センター(えびの市)</u> 、 <u>霧島美化センター(高崎市)</u> 、 <u>国富町一般廃棄物埋立処分場(国富町)</u> 。	※綾町は宮崎市にある処分場であるため、当該する候補施設はなし。 ※三股町は都城市にある処分場であるため、当該する候補施設はなし。
		人的	—	—	—	—
		物的	—	—	—	—
Ⅲ-1	■医療救護活動【4】/医師会	場所・施設	—	【考え方】 ○医療活動拠点は「都城市郡医師会病院」とし、救護所を巡回する医師及び看護師の待機、巡回準備及び後方支援活動対策本部との連絡場所とする。 ○沿岸被災地からの避難者を受入れる各避難所及び支援隊応援活動施設に救護所を設置し、後方支援の医療班が避難者の診察を行う場とする。(医療班は待機ではなく巡回) 【支援可能量】 ○巡回診察は、医師1名、看護師1名の合計2名で行う。 ○1施設あたりの滞在時間は1時間程度を想定しており、診察可能人数は10～15名/回である。	—	—

タイプ	活動内容	リソース区分	リソース数量		内陸部市町における連携・分担の方向	備考
			支援必要量(沿岸部3市不足量)	支援可能量(都城市)		
		人的	—	【考え方】 ○医療活動自体は県の指揮のもと、DMAT、日本赤十字、医師会、薬剤師会、医薬品卸売業者が保有する人員を最大限活用する。 ○救護所の管理は、避難所を運営している職員が兼任する。 ○後方支援活動対策本部、各避難所及び支援隊応援活動施設と医師会との連絡・調整等を行う職員を派遣する。 【支援可能量】 ○医療活動拠点(都城市郡医師会病院)に、原則、職員1名を派遣する。	—	—
		物的	—	—	—	—
Ⅲ-1	■保健・衛生活動【5】/医師会・保健所等	場所・施設	—	【考え方】 ○保健衛生活動拠点は「都城保健所」とし、防疫・感染症対策活動について各避難所に設置される救護所を通じて情報収集を実施し、都城市郡医師会病院との連携を図る。	—	—
		人的	—	【考え方】 ○保健衛生活動自体は医師会や保健所が保有する人員を最大限活用する。 【支援可能量】 ○各避難所等の防疫措置の必要性の判断は巡回診察を実施する医療救護班(医師等)が行い、本部への報告及び措置のための保健所との調整は救護所の管理者(避難所を運営している職員)が兼任する。	—	—
		物的	—	—	—	—
Ⅲ-1	■ボランティアの受入・活動支援【6】/市社協	場所・施設	—	【考え方】 ○後方支援に係る災害ボランティアセンターは「都城市社会福祉協議会山之口支所」とし、災害ボランティアの受付・派遣等を行い、必要な場合は宿泊施設、入浴施設及び同施設への輸送・送迎サービスを行う。 【支援可能量】 ○都城市社会福祉協議会山之口支所の施設を有効活用する。不足する場合に備え、別途、バックアップ施設を検討する。 ○災害ボランティアに提供可能な宿泊施設、入浴施設及び支援可能量は支援隊と同様とする。	—	※災害ボランティアへの輸送・送迎サービスはⅢ-2参照。
		人的	—	【考え方】 ○市社会福祉協議会による災害ボランティアの受入等を支援するため、支援活動連絡調整所や各活動施設等との連絡・調整等を行う職員を派遣する。 【支援可能量】 ○災害ボランティアセンターに、原則、職員1名を派遣する。災害ボランティアの増加に伴い人員が不足する場合は、関係市町に職員等の派遣を要請する。 ○沿岸部3市の災害ボランティアセンターに、職員各1名を派遣する。	【考え方】 ○派遣要請があった場合は、後方支援に係る災害ボランティアセンターに、関係市町ともに職員1名を派遣する。 ○関係市町の災害対策の進捗に伴い余力が生じた場合は、沿岸部3市の災害ボランティアセンターに必要な職員数を派遣する。	※災害ボランティアへの輸送・送迎サービスはⅢ-2参照。
		物的	—	—	—	—
Ⅲ-1	■応急仮設住宅のあっせん・入居支援【2】/県等	場所・施設	【考え方】 ○仮設住宅の対象は、住家の被害が全壊であるものとする。 ○沿岸部3市における仮設住宅の不足量が支援必要量である。 ○沿岸部3市における建物被害のうち全壊・焼失棟数は、宮崎市28,870棟、日南市11,670棟、串間市3,110棟であり、同数が必要量である。 ○沿岸部3市における仮設住宅の提供量は不明であるため、不足量も不明である。 【支援必要量】 支援必要量は不明である。 ※参考までに、沿岸部3市の提供量を含めた必要量は計43,650戸である。	【考え方】 ○仮設住宅において、建設可能戸数から都城市内の必要量を差し引いた戸数を支援可能量とする。 ○建設可能戸数は2,005戸である。 ○都城市内における建物被害のうち全壊・焼失棟数は1,320棟であり、同数が都城市内の必要量である。 ○建設可能戸数から都城市内の必要量を差し引くと、685戸となり、同数が支援可能量となる。 【支援可能量】 ○沿岸部3市に対する仮設住宅の支援可能量は計685戸である。	【方向】 ○関係市町ともに、仮設住宅建設予定地をバックアップ建設予定地として想定する。	※施設別の建設可能戸数は別冊・別表参照。

タイプ	活動内容	リソース区分	リソース数量		内陸部市町における連携・分担の方向	備考
			支援必要量(沿岸部3市不足量)	支援可能量(都城市)		
		人的	【考え方】 ○仮設住宅の提供について必要な人員数を確保する。 ①仮設住宅の提供事務:仮設住宅に関する説明会の実施、仮設住宅への入居受付事務 【支援必要量】 ○仮設住宅の提供に関する役割を踏まえ、必要となる人員は以下のとおり。 ①仮設住宅の提供事務:1名	—	○関係市町ともに、整備、あつせんする場合は、自市町に設置する支援班に職員1名を充当する。	—
		物的	—	—	—	—
Ⅲ-2	■炊き出し活動【2】/自治会等	場所・施設	—	—	—	—
		人的	—	—	—	—
		物的	—	—	—	—
Ⅲ-2	■宿泊サービス活動【2・4・6】/民間事業者	場所・施設	—	【考え方】 ○宿泊サービスは、高城健康増進センター(観音さくらの里)を含む5つの公共系宿泊施設を基本として提供するが、不足する場合は市内のホテル・旅館等をあつせんする(今後の協定締結等も考慮)。 【支援可能量】 ○市内のホテル・旅館における宿泊可能者の総数(5公共施設は除く)は、1,425名。※各ホームページのタイプ別部屋数から算定。	—	※宿泊施設別のタイプ別部屋数は別冊・別表参照。
		人的	—	—	—	—
		物的	—	—	—	—
Ⅲ-2	■入浴サービス活動【2・4・6】/民間事業者	場所・施設	—	【考え方】 ○入浴サービスは、高城健康増進センター(観音さくらの里)を含む5つの公共施設を基本として提供するが、不足する場合は市内の入浴施設等をあつせんする。 【支援可能量】 ○市内の入浴施設等における入浴可能者の総数(5公共施設は除く)は、約2,720人/日(340人/回・時×8h)。※各ホームページの写真等から想定。	—	—
		人的	—	—	—	—
		物的	—	—	—	—
Ⅲ-2	■輸送・送迎サービス活動【2・4・6】/民間事業者	場所・施設	【考え方】 ○避難者、医師、保健師、ボランティアをバスで輸送するために必要な運行系統を確保する。 ①避難者を風呂に輸送、医師、保健師を風呂に輸送 ②ボランティアを沿岸部3市に輸送 【支援必要量】 ○避難者、医師、保健師、ボランティアの拠点、目的地を踏まえ、必要となる運行経路は以下のとおり。 ①都城市内の幹線道路の巡回 ②都城市と沿岸部3市の往復	—	—	※各運行系統の経路は別冊・別表参照。
		人的	【考え方】 ○輸送・送迎サービスについて必要な人員数を確保する。 ①運行調整に関する人員を宮崎交通・西都城センターに派遣する。 【支援必要量】 ○輸送・送迎サービスに関する連絡調整の役割を踏まえ、必要となる人員は以下のとおり。 ①運行調整:1名	—	—	—
		物的	—	—	—	—
Ⅲ-2	■燃料確保・供給サービス活動【3】/民間事業者	場所・施設	—	【考え方】 ○燃料の保管・取り扱いには資格が必要なため、民間の施設(GSなど)を活用する。 【支援可能量】 ○現時点では協定締結企業はない。	【方向】 ○関係市町は後方支援活動に燃料供給できる企業と協定を締結する。	—
		人的	—	—	—	—
		物的	—	—	—	—